

そして次に訪れたのが、長島愛生園です。ハンセン病患者が療養している施設です。と
 ころでみなさんは、ハンセン病という病気を聞いたことがあるでしょうか？

完全に治る・普通の病気である・江戸時代までは一緒に暮らしてきた

これは今回の研修会に参加したとき、「全然知らない生徒・保護者に、絶対に知っておい
 てほしいことは？」と患者さんに質問した回答です。

ハンセン病とは、らい菌が体内に入ることによって発病する感染症で、1873年ノルウ
 エーの医師アルマウエル・ハンセンによって発見された。末しょう神経が侵され、手
 足、顔などがまひして不自由になるケースが多い。1943年にアメリカで特効薬が開発さ
 れて現在は完治するが、長い間「不治の病」と思われ患者が差別や偏見を受けてきた。

明治時代、日本には3万人を越えるハンセン病患者がいたそうです。日本という国はそ
 れを恥とし、愛生園のように患者を隔離し、社会的に葬ることで解決しようとした。
 そのもとになったのが、「らい予防法」(1931年)です。この法律にはたくさんの規制があ
 り、それに反抗した者は、制裁を加えられ、監禁も行われていたそうです。「もっとおに
 ぎりが欲しい」と呟いただけで監房に閉じこめられたこともあったといいます。無実の
 罪(冤罪)をきせられたことすら……。病気になれば、心も病み、ただでさえ憂鬱な毎日が
 続くはずです。時にはイヤになって、周りに当たり散らしたくなることもあるでしょう。

その心の痛手を癒すはずの病院で、患者さんたちは逆に虐待を受けていたのです。

この法律は、つい最近の1996年になって、ようやく廃止されました。戦後すぐに特
 効薬が輸入されたにもかかわらず、それから50年以上経過しているにもかかわらず、や
 っとのことでこの差別法は廃止されたのです。しかし、今入園している方々の青春や人生
 はどうなるのでしょうか。やり場のない怒りがこみ上げてきます。故郷へ、また残してき
 た家族へと募る想い。「死んでも家には帰ってくるな」「死んでも家族に迷惑はかけられな
 い」という思いの中建てられた、納骨堂……。部落問題についても、そのことが明らかに
 なれば、「つき合い差別」を受けるという現実がいまだあります。たとえ結婚差別は乗り
 越えられたとしてもです……。私たちには、人権を踏みにじってきた歴史・現実から多く
 のことを学び、これからの時代を創造する義務があるのではないのでしょうか。

オリンピックの閉会式で「ふるさと」が歌われていました。なにか胸にジーンと、ずっ
 しり重く感じるものがありました……。



先日「『UFOキャッチャー』のぬいぐるみの代わり
 に『生きた亀』が登場した」という記事が新聞紙上にありました。知っていました？みなさ

「子どもへ贈る私の手紙」

題「人間としての生き方について」

一見優しそうですばらしそうな人に出会っても、どこか疑ってみたくならないような自分の心に、ふと寂しさを感じてしまうことがある。

最近テレビや新聞で報道されていること、身近での出来事をみて、40年あまり生きてきても、まだまだどん底に突き落とされてしまうことすらあることに気づかされる。

世の中は、刻一刻変化してきている。柔軟な心と頭脳を持ち合わせていかなければと思う。

しかし、いくら時代が変化してきても、人間が生きていく上で必ず守らなければならない筋道はあるように思う。それを懸命に厳守していこうとするから、各家庭においては家風、また地域においては地域性として伝えられていくものがあると思う。一人一人がそれぞれ違った方向へ向き、そこに正しいものがあったとしても見向きもしないようでは、決して前進はしていないと思う。一人だけがいくら正しいことを声高に叫んでも、一人浮き立ってしまう。

一人でも多くの仲間と、共に手を取り合って、 $1 + 1 = \text{無限大}$ を信じて生きていきたい。

同和教育運動にかかわりをもったのは、一九五六年。それから実に多くのことを学ばせられた。最もうれしいことは父を語る力を与えられたことだ。

父は、一九三七年八月、鹿児島県鹿屋市の市街地から程遠いところにある国立療養所敬愛園に収容された。「らい」だった。まだ四十二才。以来、一歩も十萬坪の敷地の外の自由な空気を吸うことを許されず、六十七才で他界した。脳内出血、看とる者なし。遺伝でもなく、伝染力もない。戦後は治療が立証された「一つの病い」であるにもかかわらず、この病いを宣告された人々は明治以来一九九六年三月まで九十年にわたって法と正義、国家権力によって社会から隔絶されていた。

一九九七年八月、わたしは二十六年間に父から寄せられた手紙を主軸として、この国の「らい」政策を弾じる一文を出版した。「父からの手紙」(尊風館)

戦争の混乱を経てなお手元に残された父の手紙。約三千通にこめられた父の想いは、三つに別けられる。

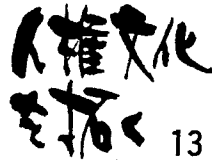
一つは、残してきた妻と一人息子、わたしの絶えたい恩愛の情。親たちは三人の健康優良児を貧しさの故に夭折させていた。残されたわたしは未熟児。幼い頃は、あらゆると言え程の病氣もちであった。そのいのちが生き残っているのだ。「いままぐ面会に来てくれ、鹿児島からタクシーを飛ばしてでも」という手紙の翌日には、「来るな。来れば別れなければならない。」

それが「らい」と速達だった。

二つめは、隔絶の地に捕われ人にされた人間としてのうめきであった。「犯罪人であれば刑の減刑や忠赦もあろう。だが、わたしは十萬坪のこの敷地から一歩も出ることはできない」と書いている。天地を呪い、たくなる現実を父は「これが、国や社会にお世話になっているわたしのせめてもの償い」と思い返す。にもかかわらずなお絶ちがたい懊悩の思い

私の「破戒」

林 力



不治、遺伝、伝染という社会の認識の中にあつて、わたしはいつの間にか父を「亡き者」としていた。にもかかわらず他人から「亡き父」のことを問われることを恐々としていた。「殺しても」父は大隅半島のかたに捕われ人として生きているのだ。島崎藤村の小説「破戒」の主人公瀬川丑松と父である。「狼のやうに男らしく死ぬ」と丑松に迫った猪子連太郎がいた。わたしは同和教育運動に触れずにはいられ、ハンセン病(らい)予防法が廃止された今日でも、わたし

はなお父を語ることはなくして、人生を終ったことは間違いない。重い鉛を飲みこんだようにして。

わたしが父の真実を初めて文字として世に問うたのは一九七四年。明治圖書から出した「解放を問われつづけて」であった。父の没後、すでに十二年を経た。その頃、同和教育運動は一つの節目を迎えていた。大阪で解放教育読本「にんげん」が府下の全小中学校に無料配布されたことだ。まさに運動の中から生れたものであった。この編集にあたつて「解放の自覚」が位置づけられ、一九七五年には、解放教育の原則として「自己の社会的立場の自覚」「こそ正しい」「解放への意欲」「差別への抵抗感」を培うものであり、そのこと

を抜きにして本当の学力はありえないとされていく。わたしの「らい」者の息子宣言も、今にして思えば、そのような運動の高揚と同和教育内容の充実を背景としたものであった。ちなみに、その頃、わたしは福岡県同和教育研究協議会の会長であり、全国教の副委員長でもあった。

この思想の根柢にあるものは、もちろん、水平社宣言だ。何百回読んでも胸を打つ。冒頭のことばからして、権力の造つたことをあえて高らかに使っている。「全国に散在するわが特殊部落民よ団結せよ」と。わが国最初の人権宣言ともいふべきこの一文の中で、とくにわたしを揺り動かしたゆえにうづつめたのは、「エタであることを誇りうるべききた」の一節である。これはすべての被差別の状況におかれた人間に限りない勇気を与えることばだ。わたしの「破戒」の原動力もまさにこの一点であったのだ。

九十年にわたつたハンセン病(らい)予防法という「人権侵害法」は漸く終えんした。だがあれだけ自由を求めた人々にすでに自由はない。高齢、障害をもつ身、ふるさとを捨て、ふるさとに縁を切られた人々たちだ。あらためてこの国の人権感覚、国家権力の恐ろしさを感じる。それにしても父の子を名乗りえわたしは幸福であった。いま、父もわたしの「破戒」に拍手していると思う。

(はやし) ちから 九州産業大学